

学 則

2022.4.1~

学校法人 京都中央学院
〈専〉 Y I C 京都工科自動車大学校

〈専〉 Y I C 京都工科自動車大学校 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、技術教育を通じての人間教育を教授、実践するとともに良識ある社会人として必要な資質を養い、地域社会の発展に貢献できる心豊かなスペシャリストの養成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、〈専〉 Y I C 京都工科自動車大学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を、京都府京都市下京区油小路通塩小路下る西油小路町27番地に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限及び定員)

第5条 本校に次の課程及び学科を置き、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業 専門課程	自動車整備科(昼)	2年	50名	100名
	一級自動車整備科(昼)	4年	20名	80名
	国際自動車整備科(昼)	3年	40名	120名
	国際ITビジネス科(昼)	1年	20名	20名

2. 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 学期は、次のとおりとする。

前 期 4月1日から 9月30日まで

後 期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する休日

(3) 夏季休業

7月24日から8月31日まで

(4) 冬季休業

12月23日から1月10日まで

(5) 春季休業

3月10日から4月6日まで

2. 校長は、教育上特に必要であると認めるときは、前項の規定に関わらず、休業日を変更し、

または臨時に休業日を定め、もしくは休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。

2. 別表1に定める授業時数の1単位時間は50分とし、授業時間割上の1时限は1.8時間（90分）とする。

(始業及び終業)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、午前9時から午後4時10分までとする。

2. 校長は、教育上必要と認めるときは、前項の規定に関わらず、始業及び終業の時刻を変更することができる。

(出欠席等)

第10条 出席、欠席、遅刻及び早退等の取扱いについては、別に定める。

(授業の方法)

第11条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2. 前項の授業は、別に定めるところにより、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修単位の認定)

第12条 各教科科目に対し、別に定める内規により成績評価を行う。

2. 成績評価の結果、合格とされた場合のみ、単位認定会議を経て当該教科科目の履修単位を認定する。

3. 単位の修得ができなかった科目については、あらためて、その科目を履修しなければならない。

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 9名以上
- (3) 講師 必要に応じて置く
- (4) 助手 必要に応じて置く
- (5) 事務職員 3名以上

2. 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

第4章 入学及び休学、退学等

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (5) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学選考及び入学手続き)

第16条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、指定期日までに出願しなければならない。

- 2. 出願者に対しては、書類選考、面接、作文及び適性試験によって、校長が許可する。
- 3. 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に第27条に定める入学金を添え、手続きをとらなければならない。

(編入学、転入学及び再入学)

第17条 本校への編入学、転入学及び再入学を希望する者については、選考の上、これを許可することがある。

- 2. 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、職員会議を経て、校長が決定する。

(休学及び復学)

第18条 疾病その他止むを得ない事由により、2か月以上休学しようとする者は、休学願を提出し、校長の許可を受けて休学することができる。

- 2. 休学の期間は、通算して2年（3年制の場合3年、4年制の場合4年）を越えることがで

きない。

3. 休学の期間は、在学期間に算入しない。
4. 休学の事由が消滅し復学しようとする場合は、復学願を提出し、校長の許可を受けて復学することができる。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、所定の願書を提出して、校長の許可を受けなければならぬ。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、職員会議を経て、校長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第5条に定める在学年限を越えた者
- (3) 第18条に定める休学期間を越えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(科目等履修生)

第21条 本校において開設する特定の授業科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

第5章 卒業及び称号

(卒業認定、卒業証書、修了証書)

第22条 第5条に定める修業年限以上在学し、別に定める内規により卒業要件を満たした者は、卒業判定会議を経て校長が卒業を認定する。

2. 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書（別紙様式1）を授与する。
3. 校長は、一級自動車整備科の2年間の所定の課程を修了した者に対しては、修了証書（別紙様式2）を交付する。

(称号の授与)

第23条 前条の規定及び文部科学省告示に基づき専門士の称号の授与が認められた課程を修了した者に対して、「専門士（工業専門課程）」の称号を授与する。また、高度専門士の称号の授与が認められた課程を修了した者に対して、「高度専門士（工業専門課程）」の称号を授与する。

第6章 表彰及び懲戒

(表彰)

第24条 学業、人物、その他について優れ、他の模範となる者に対して、学生表彰委員会を経て、校長が表彰することができる。

(懲 戒)

第25条 学生が本校の規則、命令に背き若しくは本校の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合には、学生懲戒委員会を経て、校長はこれを懲戒する。

2. 懲戒は、訓告、戒告及び退学の3種とする。
3. 前項の退学は、次の各号に一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なくて出席が常でない者
 - (4) 本校の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

(弁 償)

第26条 学生が校舎、校具その他の施設、設備を損傷または紛失したときは、校長はその事情によって、その全部または一部を弁償させることがある。

2. 学生が実習先施設等において施設、設備を損傷または紛失したときは、前項と同じくその全部または一部を弁償させることがある。

第7章 納付金

(授業料等)

第27条 本校の授業料、入学金及び入学選考料等は、別表2のとおりとする。

(納入及び納入の特例)

第28条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することができる。

(特別奨学生)

第29条 本校に在籍する学生の中で特に成績優秀、かつ品行方正にして本校学生の模範となると判断される者、又は本校入学時において、その入学しようとする者が特に成績優秀で他の入学生の模範となると判断される者に対して、校長はその一定期間における納付金の一部を免除することができる。

(授業料等の返還)

第30条 既に納入した授業料、入学金及び入学検定料は、原則として返還しない。ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合には納付金額から入学金を除いた額を返還する。

2. 既納の授業料は、やむを得ない特別な理由がある場合には、1か月以内に限り返還することができる。

第8章 その他

(健康診断)

第31条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(保証人)

第32条 保証人は1名とし、父母又はこれに代わる者とする。

2. 保証人は、独立の生計を営み、保証人としての責務を果たす者でなければならない。
3. 成績表、健康診断結果、学費納入状況等本校が所有する学生に関する個人情報を、学業・学生生活を円滑にするため必要と判断した場合には、当該学生の保証人に対しても通知することがある。

(細則)

第33条 この学則の施行に必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から一部改正する。
- 2 平成19年度までに入学した者については、なお、従前の学則を適用する。
但し、高等課程総合テクノロジー科の2年生及び3年生の定員については各学年120名とする。
また、専門課程自動車整備学科の2年生の定員については100名とする。
- 3 高等課程においては、平成18年度以降、専門課程においては平成19年度以降の入学生の卒業校名に関しては、Y I C京都工科専門学校とする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 但し、自動車整備科、二輪自動車整備科、一級自動車整備科、総合建築デザイン学科の時間数変更については、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から実施する。

2 平成21年度以降の入学生の卒業校名に関しては、〈専〉Y I C京都工科大学校とする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から実施する。

2 平成21年度までに入学した者については、なお、従前の学則を適用する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から実施する。

2 自動車整備科、二輪自動車整備科及び一級自動車整備科を除き、平成22年度までに入学した者については、なお、従前の学則を摘要する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から実施する。

2 自動車整備科、一級自動車整備科、二輪自動車整備科の平成26年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

3 工業高等課程及び文化・教養高等課程は平成27年度より休止とする。

附 則

1 この学則は、平成28年3月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から実施する。

2 自動車整備科、一級自動車整備科、二輪自動車整備科の平成28年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附則

1 この学則は、平成29年9月1日から実施する。

2 自動車整備科、一級自動車整備科、二輪自動車整備科の平成28年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附則

1 この学則は、平成30年4月1日から実施する。

附則

1 この学則は、平成30年4月1日から実施する。

附則

1 この学則は、平成30年4月1日から実施する。

附則

1 この学則は、平成31年4月1日から実施する。

附則

1 この学則は、令和2年4月1日から実施する。

附則

1 この学則は、令和2年4月1日から実施する。

附則

1 この学則は、令和2年4月1日から実施する。

附則

1 この学則は、令和3年4月1日から実施する。

附則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

別表1

自動車整備科(四輪コース・二輪コース) 教育課程

	教育科目	教育内容	教科名	1年生		2年生		合計			
				単位	時間	単位	時間	単位	時間		
必修科目 (講義)	自動車工学	自動車の構造、機能	エンジン構造 I	1	27.0			1	27.0		
			エンジン構造 II	1	27.0			1	27.0		
			シャシ構造 I	1	27.0			1	27.0		
			シャシ構造 II	1	27.0			1	27.0		
		電気、電子理論	電気工学 I	1	27.0			1	27.0		
			電気工学 II	1	27.0			1	27.0		
		自動車の力学、数学	基礎自動車工学 I	1	27.0			1	27.0		
			基礎自動車工学 II	1	27.0			1	27.0		
			自動車工学			1	27.0	1	27.0		
			オートメーション基礎	1	27.0			1	27.0		
		材料、図面	IT・マテリアル	1	27.0			1	27.0		
		燃料・潤滑剤	新エネルギー工学			1	27.0	1	27.0		
		危険物取扱	危険物	2	43.2			2	43.2		
		自動車整備	エンジンの点検、整備	エンジン整備 I		1	27.0	1	27.0		
			エンジンの点検、整備	エンジン整備 II		1	27.0	1	27.0		
			シャシの点検、整備	シャシ整備 I		1	27.0	1	27.0		
			シャシの点検、整備	シャシ整備 II		1	27.0	1	27.0		
		電装の点検、整備	電装整備 I			1	27.0	1	27.0		
			電装整備 II			1	27.0	1	27.0		
		自動車の故障探究	故障探究			1	27.0	1	27.0		
		機器の構造・取扱い	整備作業機器 測定機器、検査機器	検査機器		1	34.2	1	34.2		
	自動車検査	道路運送車両の保安基準	検査法			1	27.0	1	27.0		
	自動車の整備に関する法規	道路運送車両法 道路運送車両法施工規則	法規			1	27.0	1	27.0		
国土交通省履修基準	学科小計				12	313.2	12	331.2	24	644.4	
	必修科目 (実習)	工作作業	手仕上げ工作機械工	工作作業実習※	1	23.4			1	23.4	
		測定作業	基本計測	測定作業実習※	1	48.6			1	48.6	
		自動車整備作業	エンジンの分解、点検、組立調整、検査、整備、故障探究	エンジン実習 I	6	144.0			6	144.0	
			エンジンの分解、点検、組立調整、検査、整備、故障探究	エンジン実習 II			6	158.4	6	158.4	
			シャシの分解、点検、組立調整、検査、整備、故障探究	シャシ実習 I	6	126.0			6	126.0	
			シャシの分解、点検、組立調整、検査、整備、故障探究	シャシ実習 II			6	158.4	6	158.4	
		二輪自動車の整備 ガス溶接、アーク溶接	電装の分解、点検、組立調整、検査、整備、故障探究	電装実習 I	6	126.0			6	126.0	
			電装の分解、点検、組立調整、検査、整備、故障探究	電装実習 II			6	158.4	6	158.4	
			二輪自動車の整備 ガス溶接、アーク溶接	総合実習 I	3	72.0			3	72.0	
		自動車の新機構	二輪自動車の整備 ガス溶接、アーク溶接	総合実習 II			4	97.2	4	97.2	
		自動車検査作業	自動車の定期点検整備 自動車の完成検査作業	企業技術講習 I	2	54.0			2	54.0	
	実習小計				25	594.0	24	630.0	49	1,224.0	
一般教養科目	必修	キャリア基礎力分野	キャリア基礎力分野	キャリアデザイン I	2	54.0			2	54.0	
	選択	ビジネス基礎力分野	ビジネス基礎力分野	損害保険募集人			1	27.0	1	27.0	
				企業研究	1	27.0			1	27.0	
				企業研修			1	27.0	1	27.0	
				ビジネス能力			1	27.0	1	27.0	
				ビジネス文書力			1	27.0	1	27.0	
				基本 IT 技術	1	27.0			1	27.0	
				プレゼンテーション	1	27.0			1	27.0	
				論理的思考力			1	27.0	1	27.0	
				イベントプロデュース I	1	27.0	1	27.0	2	54.0	
				ボランティア活動 I	1	27.0	1	27.0	2	54.0	
	必修・選択科目小計				7	189.0	7	189.0	14	378.0	
合計					44	1,096.2	43	1,150.2	87	2,246.4	

※ 工作作業実習と測定作業実習は2教科の合計で2単位とする。

卒業の要件: 必修科目(国土交通省履修基準)73単位および、一般教養科目の必修3単位以上を含む合計76単位以上の履修。

但し、上記の単位を取得した場合であっても、別途国土交通省が定める必要時間数を履修していない場合は、

実技試験の免除及び実務経験の短縮の措置が受けられない。

一般自動車整備科 教育課程

	教育科目	教育内容	教科名	1年生		2年生		3年生		4年生		合計		
				単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	
必修科目(講義)	自動車工学科	自動車の構造、機能	エンジン構造 I	1	27.0							1	27.0	
			エンジン構造 II	1	27.0							1	27.0	
			シヤシ構造 I	1	27.0							1	27.0	
			シヤシ構造 II	1	27.0							1	27.0	
			電気工学 I	1	27.0							1	27.0	
			電気工学 II	1	27.0							1	27.0	
			基礎自動車工学 I	1	27.0							1	27.0	
			基礎自動車工学 II	1	27.0							1	27.0	
			自動車工学			1	27.0					1	27.0	
			オートメーション基礎	1	27.0							1	27.0	
		自動車の力学、数学	IT・マテリアル	1	27.0							1	27.0	
			新エネルギー工学			1	27.0					1	27.0	
			危険物取扱	2	43.2							2	43.2	
			自動車の構造、性能											
			電気、電子理論									1	27.0	
			自動車の構造、性能									1	27.0	
			電気、電子理論									1	27.0	
			自動車の力学、数学									5.4		
			材料、図面									7.2		
			燃料・潤滑剤									7.2		
			図面									7.2		
国土交通省履修基準	自動車整備科	自動車整備	エンジン整備 I			1	27.0					1	27.0	
			エンジン整備 II			1	27.0					1	27.0	
			シヤシ整備 I			1	27.0					1	27.0	
			シヤシ整備 II			1	27.0					1	27.0	
			電装整備 I			1	27.0					1	27.0	
			電装整備 II			1	27.0					1	27.0	
			故障探査			1	27.0					1	27.0	
			エンジン									2	54.0	
			電装									1	27.0	
			シヤシ									2	54.0	
			故障原因探査									1	27.0	
		機器の構造・取扱い	総合診断									9.0		
			環境保護全般									9.0		
			安全管理制度									9.0		
			機器の構造・取扱い									9.0		
			整備作業機器、検査機器			1	34.2					1	34.2	
			道路運送車両の保安基準			1	27.0					1	27.0	
			自動車整備に関する法規			1	27.0					1	27.0	
			機器の構造・取扱い									10.8		
			整備作業機器、測定機器									5.4		
			検査法と検査機器									10.8		
			自動車の整備に関する法規									10.8		
		サービス・マネジメント	自動車概論									2	54.0	
			サービス・マネジメント									1	27.0	
			学科小計			12	313.2	12	331.2	11	297.0	4	108.0	
												39	1,049.4	
必修科目(実習)	自動車整備作業	工作作業	手仕上げ工作	工作作業実習	※1	1	23.4						1	23.4
			機械工作										5.4	
			応用計測									1	7.2	
			基本計測									14.4		
			エンジンの分解、点検、組立調査、整備、故障探査	エンジン実習	※1	1	48.6						1	48.6
			シヤシの分解、点検、組立調査、整備、故障探査	シヤシ実習	I	6	144.0						6	144.0
			電装の分解、点検、組立調査、整備、故障探査	電装実習	I	6	126.0						6	126.0
			二輪自動車の点検、整備	二輪自動車実習	I	3	72.0						3	72.0
			ガス、アーク溶接	総合実習	II	4	97.2						4	97.2
			自動車の新機種(外部講師)	企業技術講習	I	2	54.0						2	54.0
			エンジンの脱着と輸入車用エンジンの分解、組立、調整	企業技術講習	II								1	36.0
			シヤシの点検、分解、組立、調整	高度エンジン整備実習									5	129.6
			電装の点検、分解組立、調査	高度シヤシ整備実習									5	129.6
			故障原因探査	高度故障探査実習	※2								2	72.0
		自動車検査作業	自動車の定期点検整備	検査作業実習		2	57.6						2	57.6
			自動車の完成検査	自動車検査作業実習									1	27.0
			自動車検査作業	指導員実習(テクニカルコミュニケーション)									2	54.0
			後進への指導技術	技術コンクール指導実習									1	28.8
			校内技術コンクールに於ける準備	実務体験実習 I									5	129.6
		体験実習	自動車の点検整備	実務体験実習 II									5	129.6
			故障原因探査	実務体験実習									5	129.6
			自動車の点検整備	点検整備実習									4	108.0
			エンジン故障原因探査	エンジン故障診断実習									4	108.0
			シヤシ故障原因探査	シヤシ故障診断実習									4	108.0
		評価実習	電装品故障原因探査	電装品故障診断実習									4	108.0
			フロント業務、応酬話法	サービス・マイスター実習									2	54.0
			問診、故障診断、作業説明	総合診断実習									4	111.6
				実習小計		25	594.0	24	630.0	22	604.8	33	885.6	
													104	2,714.4
一般教養科目選択	ビジネス基礎力分野	キャリア基礎力分野	キャリアデザイン I		2	54.0							2	54.0
			キャリアデザイン II										2	58.0
			キャリアデザイン III										2	58.0
			損害保険募集人			1	27.0						1	27.0
			企業研究	1	27.0								1	27.0
		ビジネス基礎力分野	企業研修			1	27.0						1	27.0
			ビジネス能力			1	27.0						1	27.0
			ビジネスマネジメント										1	27.0
			ビジネス文書力			1	27.0						1	27.0
			基本 I T 技術	1	27.0								1	27.0
		必修・選択科目小計	プレゼンテーション	1	27.0								1	27.0
			論理的思考力			1	27.0						1	27.0
			イベントプロデュース I	1	27.0	1	27.0						2	54.0
			イベントプロデュース II										2	54.0
			ボランティア活動 I	1	27.0	1	27.0						2	54.0
			ボランティア活動 II										2	54.0
			合計			44	1096.2	43	1,150.2	38	1,040.8	41	1,105.6	
													166	4,392.8

※1 工作作業実習と測定作業実習は2教科の合計で2単位とする。

※2 機械加工応用測定実習と高度故障探査実習は2教科の合計で3単位とする。

卒業の要件:1・2年次の必修科目(国土交通省履修基準)73単位および、一般教養科目の必修4単位を含む74単位以上に1・2年次の76単位を加えた合計150単位以上の履修。

但し、上記の単位を取得した場合であっても、別途国土交通省が定める必要時間数を履修していなければ、実技試験の免除及び実務経験の短縮措置が受けられない。

別表1

国際自動車整備科 教育課程

	区分	教育内容	履修科目名	1年		2年		3年		合計		
				単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	
必修科目 (講義)	自動車工学	自動車の構造、機能	エンジン構造I	1	27.0					1	27.0	
			エンジン構造II			1	27.0			1	27.0	
			シャシ構造I	1	27.0					1	27.0	
			シャシ構造II			1	27.0			1	27.0	
		電気、電子理論	電気工学I	1	27.0					1	27.0	
			電気工学II			1	27.0			1	27.0	
		自動車の力学、数学	基礎自動車工学I	1	27.0					1	27.0	
			基礎自動車工学II			1	27.0			1	27.0	
			自動車工学					1	63.0	1	63.0	
		オートメーション基礎	1	27.0						1	27.0	
		材料、図面	IT・マテリアル	1	27.0					1	27.0	
		燃料・潤滑剤	新エネルギー工学	1	27.0					1	27.0	
		自動車整備	エンジンの点検、整備	エンジン整備I		1	27.0			1	27.0	
			エンジンの点検、整備	エンジン整備II				1	27.0	1	27.0	
			シャシの点検、整備	シャシ整備I		1	27.0			1	27.0	
			シャシの点検、整備	シャシ整備II				1	27.0	1	27.0	
			電装の点検、整備	電装整備I		1	27.0			1	27.0	
		自動車の故障探究	電装整備II					1	27.0	1	27.0	
			故障探究					1	27.0	1	27.0	
国土交通省履修基準	機器の構造・取扱い	整備作業機器測定機器、検査機器	検査機器					1	34.2	1	34.2	
	自動車検査	道路運送車両の保安基準	検査法					1	27.0	1	27.0	
	自動車の整備に関する法規	道路運送車両法 道路運送車両法施工規則	法規					1	27.0	1	27.0	
	必須科目(講義) 小計				7	189.0	7	189.0	8	259.2	22	637.2
	工作作業	手仕上げ工作機械工作	工作作業実習※	1	23.4					1	23.4	
	測定作業	基本計測	測定作業実習※	1	48.6					1	48.6	
	自動車整備作業	エンジンの分解、点検、組立調整、検査、整備、故障探究	エンジン実習I	2	57.6					2	57.6	
			エンジン実習II			4	115.2			4	115.2	
			エンジン実習III					4	115.2	4	115.2	
		シャシの分解、点検、組立調整、検査、整備、故障探究	シャシ実習I	2	57.6					2	57.6	
			シャシ実習II			4	115.2			4	115.2	
			シャシ実習III					4	115.2	4	115.2	
		電装の分解、点検、組立調整、検査、整備、故障探究	電装実習I	2	57.6					2	57.6	
			電装実習II			4	115.2			4	115.2	
			電装実習III					4	115.2	4	115.2	
		二輪自動車の整備 ガス溶接、アーク溶接	総合実習I	6	187.2					6	187.2	
			総合実習II			4	115.2			4	115.2	
			総合実習III					2	57.6	2	57.6	
		自動車の新機構	企業技術講習I			2	54.0			2	54.0	
	自動車検査作業	自動車の定期点検整備 自動車の完成検査作業	検査作業実習					2	57.6	2	57.6	
必須科目(実習) 小計				14	432.0	18	514.8	16	460.8	48	1,407.6	
一般教養科目	必修 キャリア基礎力分野	キャリア基礎力分野	日本語	4	108.0	2	54.0			6	162.0	
			キャリアデザインI	1	27.0					1	27.0	
			キャリアデザインII			1	27.0			1	27.0	
			キャリアデザインIII					1	27.0	1	27.0	
	選択科目 ビジネス基礎力分野	ビジネス基礎力分野	損害保険募集人			1	27.0			1	27.0	
			企業研究	1	27.0					1	27.0	
			企業研修					1	27.0	1	27.0	
			ビジネス能力					1	27.0	1	27.0	
			ビジネス文書力					1	27.0	1	27.0	
			基本IT技術	1	27.0					1	27.0	
			プレゼンテーション	1	27.0					1	27.0	
			論理的思考力					1	27.0	1	27.0	
	イベントプロデュースI				1	27.0	1	27.0		2	54.0	
	ボランティア活動I				1	27.0	1	27.0		2	54.0	
必須・選択科目小計				10	270.0	6	162.0	5	135.0	21	567.0	
合計				31	891.0	31	865.8	29	855.0	91	2,611.8	

※ 工作作業実習と測定作業実習は2教科の合計で2単位とする。

卒業の要件:必修科目(国土交通省履修基準)70単位および、一般教養科目の必修9単位以上を含む合計79単位以上の履修。

但し、上記の単位を取得した場合であっても、別途国土交通省が定める必要時間数を履修していない場合は、

実技試験の免除及び実務経験の短縮の措置が受けられない。

別表1

国際ITビジネス科 教育課程

区分		科目名	単位数	時間数
I T 科目 (理論・実習)	必須	I T リテラシー基礎	2	60
		I T リテラシー応用	2	60
		I T 実務基礎	2	60
		I T 実務応用	2	60
	小計		8	240
ビジネス科目	必須	上級文法 I	2	60
		上級文法 II	2	60
		上級読解 I	2	60
		上級読解 II	2	60
		上級聴解 I	1	30
		上級聴解 II	1	30
		ビジネス日本語運用 I	1	30
		ビジネス日本語運用 II	1	30
		上級語彙 I	2	60
		上級語彙 II	2	60
		上級漢字 I	2	60
		上級漢字 II	2	60
	小計		20	600
一般教養科目	必須	ビジネスマナー	1	30
		コミュニケーション技法	1	30
	小計		2	60
合計			30	900

※卒業の要件: 必修科目 30単位(900)の履修

別表 2

1、年間授業料、入学金及び入学選考料等

(単位：円)

課程名	学科名（昼夜別）	入学選考料	入学金	授業料	施設維持費	教材費
工 業 専門課程	自動車整備科（昼）	20,000	150,000	880,000	210,000	-
	一級自動車整備科（昼）	20,000	150,000	880,000	210,000	-
	国際自動車整備科（昼）	20,000	150,000	580,000	140,000	120,000
	国際 I T ビジネス科（昼）	20,000	150,000	580,000	140,000	100,000

2、在籍継続（卒業延期）の場合の学費

年度当初に修業年限を満たしている者で、履修不足により卒業延期になった場合は次の学費を納めるものとする。

(1) 卒業に要する残余単位数が 12 単位以下の者 (単位：円)

費　目	費　用
在籍料（半期）	30,000
在籍料（通期）	60,000
再履修料（1 単位につき）	38,000
施設維持費（12 単位以内）	105,000
教材費	実費

(2) 卒業に要する残余単位数が 13 単位以上の者 (単位：円)

費　目	費　用
在籍料（半期）	30,000
在籍料（通期）	60,000
再履修料（13 単位以上）	570,000
施設維持費（13 単位以上）	210,000
教材費	実費

但し、第17条に該当しない場合は上記（1）及び（2）に準ずる。

別紙様式1

		卒業証書	
		第号	
		氏名	
		年月日生	
		年制の所定の 専門士専門	
		専門課程 科	
		年 第〇〇号により	
		専門課程 科	
		課程を修めたので卒業証書を授与する	
		右の者は本校において	
		文部科学大臣告示（平成〇〇年第〇〇号）により	
		課程（）と称することを認めることを認める	
年	月	日	
○	○	○	
○	○	○	
○	○	○	
		印	
		印	
		割印	
		校印	

別紙様式2

Y I C 京都工科自動車大學校長
専

年月日

右の者は本校卒業証書を授与し文部科学大臣告示科所定の課程を修めたのである。専門士（工業専門）

氏名

年月日生

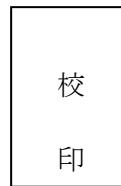
割印

卒

第
一
業

号
証

書



別紙様式3

		修了証書	
		第号	氏名
		年月日	年月日生
		右の者は本校において工業専門課程一級自動車整備科二年間の所定の課程を修めたので修了証書を授与する	
		校印	割印
年	月	年	月
月	日	月	日生
○	○	○	○
○	○	○	○
<p>（専）Y I C 京都工科自動車大学校長</p> <p>印</p>			

別紙様式4

		卒業証書	
		割印	
		第号	
		氏名	
		年	
		月	
		日生	
		科	
		年制の所定の	
		専門課程	
		右の者は本校において	
		課程を修めたので卒業証書を授与する	
年	月	日	
○			
○			
○			
○			
		印	
^専^ Y I C 京都工科自動車大学校長			

別紙様式 5

割印

第専〇〇〇〇〇号

卒業証書



氏名

年月日生

上記の者は本校において〇〇専門課程 科 年制の
課程を修めたので卒業証書を授与し文部科学大臣告示（年
号）により専門士（工業専門課程）と称することを認める

年月日

〈専〉YIC京都工科自動車大学校

校長〇〇〇〇印

